

既存建築物の増改築時における省エネ性能の算定の考え方について

適合義務・届出の対象となる建築物の増改築を行う場合、増改築に係る部分以外の既存部分も含めた**建築物全体**での省エネ計画を提出する必要があります。

既存建築物の増改築時においては、以下の通り省エネの算定ができることとします。
適合義務対象となる増改築に関し、この算定方法を用いた場合、完了検査時において**既存部分の確認は不要**となります。

① 既存部分のBEIは、当分の間、デフォルト値として1.2と設定可能とします。

② 建築物全体のBEIは、既存部分のBEIと増改築部分のBEIの面積按分で算出可能とします。

建築物全体のBEIは、 $1.2 \times \frac{\text{既存面積}}{\text{延べ面積}} + \text{増改築部分のBEI} \times \frac{\text{増改築面積}}{\text{延べ面積}}$ で算出可能

H28.4時点で現に存在する建築物の増改築については、建物全体でBEIが1.1以下となればよいので、適合義務対象となる非住宅部分の増改築面積が増改築後の非住宅部分の全体面積の1/2超の増改築の場合、結果として、増改築部分のBEIが1.0以下であれば基準に適合することになります。

